

平成 31 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会

(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 11 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件・・・・・・・・ 1 1
第 3 号議案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件・・・・・・・・ 1 3
第 4 号議案	大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件・・・・・・・・・・ 1 5
第 5 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・ 1 6
第 6 号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・ 4 8
第 7 号議案	豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件・・・・・・・・ 5 1
第 8 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・ 別冊
第 9 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・ 別冊
第 10 号議案	平成 31 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件・・・・・・・・・・ 別冊
第 11 号議案	平成 31 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件・・・・・・ 別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例

(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第3条 (略)				第3条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
(1) (略)				(1) (略)			
ア (略)				ア (略)			
給水対象		(略)		給水対象		(略)	
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、島本町、能勢町、熊取町、河南町及び大阪広域水道企業団		(略)		堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 <u>泉南市</u> 、交野市、大阪狭山市、 <u>阪南市</u> 、島本町、 <u>豊能町</u> 、 <u>能勢町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、熊取町、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、河南町及び大阪広域水道企業団		(略)	
イ (略)				イ (略)			
事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量

泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兔田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑、及び岡田の各一部の区域及び泉州空港南の全部の区域を除く。	61,500 人	21,920 立方メートル
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
阪南水道事業	阪南市の区域 ただし、貝掛、箱作、桑畑、自然田及び山中溪の各一部の区域を除く。	54,000 人	19,210 立方メートル
豊能水道事業	豊能郡豊能町の区域 ただし、余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田及び吉川の各一部の区域を除く。	19,300 人	6,830 立方メートル
忠岡水道事業	泉北郡忠岡町の区域 ただし、新浜の全部の区域を除く。	16,800 人	6,030 立方メートル
田尻水道事業	泉南郡田尻町の区域及び泉南市岡田の一部の区域 ただし、泉州空港中の全部の区域を除く。	9,000 人	3,690 立方メートル
岬水道事業	泉南郡岬町の区域 ただし、淡輪、深日、多奈川及び孝子の各一部の区域を除く。	15,400 人	7,370 立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員定数条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>621人</u>とする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>524人</u>とする。</p>

(大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>3 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年泉南市条例第21号)、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年阪南市条例第18号)、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年豊能町条例第49号)、忠岡町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年忠岡町条例第28号)、職員の懲戒</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員</u>(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

の**手続及び効果に関する条例（昭和26年田尻町条例第39号）又は職員**の懲戒及び効果に関する条例（昭和30年岬町条例第15号）の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。****

（大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
 第4条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u></p> <p><u>3 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町</u></p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）、職員の育児休業等に関する条例（平成4年阪南市条例第3号）、豊能町職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊能町条例第3号）、忠岡町職員の育児休業等に関する条例（平成4年忠岡町条例第5号）、田尻町職員の育児休業等に関する条例（平成4年田尻町条例第2号）又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

（大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>以下「育児休業法」という。</u>）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 (略)

(1) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

(2)・(3) (略)

附 則

1・2 (略)

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

3. 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年泉南市条例第4号)、阪南市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年阪南市条例第81号)、豊能町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和57年豊能町条例第14号)、忠岡町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年忠岡町条例第8号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年田尻町条例第21号)又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年岬町条例第9号)(以下この項において「統合前の市町の条例」という。)その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 (略)

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

(2)・(3) (略)

附 則

1・2 (略)

(大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団情報公開条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1—3 (略) <u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>平成31年4月1日前に泉南市情報公開条例(平成11年泉南市条例第17号)、阪南市情報公開条例(平成12年阪南市条例第26号)若しくは阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年阪南市条例第28号)、豊能町情報公開条例(平成16年豊能町条例第3号)、忠岡町情報公開条例(平成11年忠岡町条例第8号)、田尻町情報公開条例(平成12年田尻町条例第32号)又は岬町情報公開条例(平成12年岬町条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1—3 (略)

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1—6 (略) <u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う</u>	附 則 1—6 (略)

経過措置)

7. 平成31年4月1日前に泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）、阪南市個人情報保護条例（平成12年阪南市条例第27号）若しくは阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年阪南市条例第28号）、豊能町個人情報保護条例（平成13年豊能町条例第9号）、忠岡町個人情報保護条例（平成11年忠岡町条例第9号）、田尻町個人情報保護条例（平成12年田尻町条例第33号）又は岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
8. 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成31年4月1日以後、遅滞なく」とする。
9. 平成31年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1－3 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 4. <u>平成31年4月1日前に泉南市行政手続条例（平成12年泉南市条例第22</u>	附 則 1－3 （略）

号)、阪南市行政手続条例(平成13年阪南市条例第23号)、豊能町行政手続条例(平成11年豊能町条例第17号)、忠岡町行政手続条例(平成11年忠岡町条例第26号)、田尻町行政手続条例(平成10年田尻町条例第1号)又は岬町行政手続条例(平成10年岬町条例第2号)の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

(大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正)

第9条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>平成31年4月1日前に泉南市長期継続契約に関する条例(平成19年泉南市条例第8号)、阪南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年阪南市条例第3号)、豊能町長期継続契約に関する条例(平成24年豊能町条例第2号)、忠岡町長期継続契約に関する条例(平成20年忠岡町条例第9号)、田尻町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成25年田尻町条例第24号)又は岬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年岬町条例第34号)の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年泉南市条例第42号）第3条第1号の規定による廃止前の泉南市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉南市条例第2号）第8条、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年阪南市条例第19号）第8条第1号の規定による廃止前の阪南市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南市条例第80号）第8条、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成30年豊能町条例第25号）第9条第1号の規定による廃止前の豊能町水道事業の設置等に関する条例（昭和57年豊能町条例第13号）第7条、忠岡町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年忠岡町条例第12号）の規定による廃止前の忠岡町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年忠岡町条例第7号）第10条、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年田尻町条例第18号）第3条第2号の規定による廃止前の田尻町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年田尻町条例第19号）第7条又は岬町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年岬町条例第28号）第1項の規定による廃止前の岬町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年岬町条例第10号）第7条の規定による平成30年10月1日から平成31年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。

第2号議案

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
<u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u>	
<u>3 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、職員の分限に関する条例（昭和32年泉南市条例第20号）、職員の分限に関する条例（昭和47年阪南市条例第17号）、豊能町職員分限条例（昭和26年豊能町条例第50号）、忠岡町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和26年忠岡町条例第27号）、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和26年田尻町条例第40号）又は職員の分限に関する条例（昭和63年岬町条例第1号）の規定によりなされた分限の処分、手続き及び効果は、この条例中にこ</u>	

れに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。

第2条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休職の効果) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年(非常勤職員(法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))にあっては、1年)を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。</u>	(休職の効果) 第4条 (略) 2・3 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年4月1日から施行する。

第 3 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第 2 条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。) (4)・(5) (略)	(職員の派遣) 第 2 条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。) (4)・(5) (略)
(委任) 第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>関し</u> 必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)―(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)―(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

第4号議案

大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、72円の割合で計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、72円の割合で計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

第 5 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水区域)</p> <p>第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道事業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（<u>泉南水道事業、四條畷水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）</u>ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道事業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。</p>
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第 4 条 (略)</p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>2. 企業長が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。</u></p>
<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、<u>第 5 条の</u>代理人又は管理人（以下「使用者等」とい</p>	<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、</p>

う。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(1)一(4) (略)

2 (略)

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。

2 (略)

(給水装置工事の施行)

第11条 (略)

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、次に掲げるときに企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。

(1) 当該給水装置工事が完了したとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が定める。

(工事費の算出方法)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 運搬費

(3)一(5) (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が定める。

次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(1)一(4) (略)

2 (略)

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置工事の施行)

第11条 (略)

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事^{しゅん}竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第15条 (略)

(1) (略)

(2)一(4) (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、前条の給水をするときは、料金の算定の基礎となる使用水量(以下「使用水量」という。)を計量するため、給水装置に企業団のメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、田尻水道事業においては、口径50ミリメートル以上のメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は所有者にその負担により設置させる。

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 (略)

(料金及び使用料の納付義務)

第25条 料金及び企業団のメーターの使用料(以下「使用料」という。)は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金及び使用料の納付について連帯して責任を負うものとする。

(料金及び使用料)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、給水するときは、料金の算定の基礎となる使用水量(以下「使用水量」という。)を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 (略)

(料金)

第25条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、料金及び使用料についての端数計算その他の計算の方法は、企業長が定める。

4 別表第1に掲げる用途は、企業長が別に定める適用基準により認定する。

5 (略)

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第30条 企業長は、次の各号に掲げるときは、別に定めるところにより、料金又は使用料を算定する。

(1) 第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間(以下「計量期間」という。)の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したとき。

(2) 計量期間の途中で用途に変更があったとき。

(3) 計量期間の途中でメーターの口径に変更があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、料金又は使用料の算定の基礎となる事項に変更があったとき。

2 1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置の使用水量を計量するときの料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が必要と認めるときは、各戸又は各箇所の使用水量を認定することができる。

3 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水するときの料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が必要と認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

4 1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときの料金は、メーターごとに計算する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

5 1の専用給水装置を2以上の用途に

3 別表第1に掲げる用途の適用基準については、企業長が別に定める。

4 (略)

(使用料)

第26条 千早赤阪水道事業において、メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、1月につき、別表第2に掲げる額とし、使用者から料金と同時に徴収する。

(四條畷水道事業における料金の算定の特例)

第30条 四條畷水道事業において、第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間(以下「計量期間」という。)の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 四條畷水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。

3 四條畷水道事業において、1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

使用するものについては、その用途の適用は企業長が定める。ただし、企業長が必要と認めるときは、用途別に使用水量を認定し、料金を算定する。

第31条及び第32条 削除

4 四條堰水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(太子水道事業における料金の算定の特例)

第31条 太子水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあっては、基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 太子水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 太子水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

4 太子水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

5 太子水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

6 太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(千早赤阪水道事業における料金等の算定の特例)

第32条 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 前項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」に、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの

料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

4 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の口径による。

5 千早赤阪水道事業において、1戸又は1箇所にて2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

6 千早赤阪水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

7 千早赤阪水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

(料金及び使用料の徴収)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 使用料は、料金と同時に徴収する。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の特別加入金を納付しなければならない。

(料金の徴収)

第33条 (略)

2・3 (略)

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者から、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加入金として徴収する。

3 第1項の加入金又は前項の特別加入金は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5 既納の加入金（第1項の加入金、第2項の特別加入金又は前項の臨時加入金をいう。以下同じ。）は、特別な場合を除くほか、還付しない。

6 前各項に定めるもののほか、加入金に関し必要な事項は、企業長が定める。

2 前項の加入金（以下「加入金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

（四條畷水道事業における加入金の算定の特例等）

第37条 前条の規定にかかわらず、四條畷水道事業において、次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合の加入金は、各戸又は各箇所の給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(2) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(3) 前2号の規定により難しい場合の加

第37条から第39条まで 削除

入金は、前2号の例に準じて企業長が定める額

- 2 四條畷水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置に係る加入金については、徴収しない。

(太子水道事業における加入金の算定の特例等)

第38条 第36条の規定にかかわらず、太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 太子水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

(千早赤阪水道事業における加入金の算定の特例等)

第39条 第36条の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を精算納付しなければならない。

(四條畷水道事業における工事負担金)

第40条 (略)

- 2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)―(4) (略)

(負担金)

第40条 (略)

- 2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1)―(4) (略)

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、工事負担金に関し必要な事項は、企業長が定める。

(四條畷水道事業におけるメーター負担金)

第41条 四條畷水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額（ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額）に100分の108を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(阪南水道事業における開発負担金)

第41条の2 企業長は、阪南水道事業において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為による新たな給水の申込みに応じるため、水道施設の新設又は改良等の工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者（以下「開発者」という。）から、開発負担金を徴収し、当該工事を施行する。ただし、企業長が開発者による工事の施行を認める場合は、この限りでない。

2 前項の開発負担金（以下「開発負担金」という。）の額は、工事に要する費用の総額（以下「工事総額」という。）を超えない範囲内で企業長が定める額とする。

3 開発負担金は、前納するものとし、工事に相当の変更が生じたときは、工事総額との差額を還付し、又は追徴する。

4 前3項に定めるもののほか、開発負担金に関し必要な事項及び第1項ただし書の規定により開発者が施行する工事に関することは、企業長が定める。

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 (略)

5 工事負担金の額の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第41条 四條畷水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げるものとする。

2 (略)

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第43条 (略)

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(料金等の徴収又は納付の方法)

第43条の2 料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金、開発負担金及び第42条の給水材料負担金をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用（以下「料金等」という。）の納付は、納入通知書による払込み、口座振替その他の企業長が定める方法による。

(料金等の減免)

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金等を減額し、又は免除することができる。

(給水の停止)

第49条 (略)

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金等を納期限までに納付しないとき。

(2)―(4) (略)

(過料)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、メーターの口径に応じ、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第43条 (略)

(料金等の減免)

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金及び第42条の給水材料負担金（以下「給水材料負担金」という。）をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

(給水の停止)

第49条 (略)

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金、使用料、加入金、負担金、手数料その他この条例に規定する費用を納期限までに納付しないとき。

(2)―(4) (略)

(過料)

<p>第51条 (略)</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) <u>料金等の徴収又は納付を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</u></p> <p>(料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第52条 詐欺その他不正の行為により、<u>料金、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料に処する。</p>	<p>第51条 (略)</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) <u>料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</u></p> <p>(料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第52条 詐欺その他不正の行為により、<u>料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料に処する。</p>
--	--

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第26条関係)

1 泉南水道事業

(1) 専用給水装置

メーターの 口径等	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額 (1立方メートルにつき)
20ミリメートル以下	0立方メートル	826円	1立方メートル以上6立方メートルまで	17円
			7立方メートル以上20立方メートルまで	137円
			21立方メートル以上30立方メートルまで	160円
			31立方メートル以上50立方メートルまで	193円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	231円
			101立方メートル以上200立方メートルまで	268円
			201立方メートル以上	305円
25ミリメートル	0立方メートル	2,350円	1立方メートル以上100立方メートルまで	231円
30ミリメートル		3,550円	101立方メートル以上200立方メートルまで	268円
40ミリメートル		7,350円	201立方メートル以上	305円

トル			1,000立方メートルまで	
50ミリメートル		12,350円	1,001立方メートル以上	324円
75ミリメートル以上		37,350円		
湯屋用	200立方メートルまで	17,850円	201立方メートル以上	154円

(2) 共用給水装置

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額		1立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え6立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	17円
			6立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	137円
			20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	160円
			30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	193円
			50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	231円
			100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え200立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	268円
			200立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分	305円

(3) 臨時用

水量	金額
1立方メートルにつき	486円

(4) 親メーター及び子メーターを設置するもの

水量	金額
親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1立方メートルにつき	150円

5 忠岡水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般専用・共用	8立方メートルまで	820円	9立方メートル以上 30立方メートルまで	150円
			31立方メートル以上 50立方メートルまで	220円
			51立方メートル以上 100立方メートルまで	300円
			101立方メートル以上	350円
工場用	50立方メートルまで	8,500円	51立方メートル以上 100立方メートルまで	300円
			101立方メートル以上	350円
公衆浴場用	500立方メートルまで	33,000円	501立方メートル以上	100円
官公署用	8立方メートルまで	900円	9立方メートル以上	350円
臨時用	水量1立方メートルにつき 550円			

6 田尻水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
専用家事用	8立方メートルまで	802円	9立方メートル以上 20立方メートルまで	159円
			21立方メートル以上 30立方メートルまで	181円
			31立方メートル以上 50立方メートルまで	197円
			51立方メートル以上	219円
共同家事用	8立方メートルまで	681円	9立方メートル以上 20立方メートルまで	159円
			21立方メートル以上 30立方メートルまで	181円
			31立方メートル以上	197円
官公署、工場、会社、営業用その他	15立方メートルまで	2,858円	16立方メートル以上 30立方メートルまで	229円
			31立方メートル以上 50立方メートルまで	263円
			51立方メートル以上	308円

			200立方メートルまで	
			201立方メートル以上	320円
			500立方メートルまで	
			501立方メートル以上	365円
湯屋用	200立方メートルまで	14,797円	201立方メートル以上	121円
特殊用	4立方メートルまで	1,484円	5立方メートル以上	422円

7 岬水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	6立方メートルまで	829円	7立方メートル以上	170円
			10立方メートルまで	
			11立方メートル以上	190円
			20立方メートルまで	
			21立方メートル以上	220円
			30立方メートルまで	
			31立方メートル以上	250円
			40立方メートルまで	
			41立方メートル以上	290円
			50立方メートルまで	
一般用	6立方メートルまで	829円	51立方メートル以上	340円
			70立方メートルまで	
			71立方メートル以上	394円
一般用	6立方メートルまで	829円	100立方メートルまで	
			101立方メートル以上	474円
			200立方メートルまで	
一般用	6立方メートルまで	829円	201立方メートル以上	554円
公衆浴場用	200立方メートルまで	30,229円	201立方メートル以上	200円
一時給水用	水量1立方メートルにつき 745円			

8 太子水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	0立方メートル	380円	1立方メートル以上10立方メートルまで	114円
			11立方メートル以上20立方メートルまで	138円

			21立方メートル以上30立方メートルまで	171円
			31立方メートル以上40立方メートルまで	195円
			41立方メートル以上50立方メートルまで	228円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	261円
			101立方メートル以上150立方メートルまで	300円
			151立方メートル以上	338円
湯屋用	50立方メートルまで	3,619円	51立方メートル以上	95円
仮設用	0立方メートル	3,714円	1立方メートル以上	619円

9 千早赤阪水道事業

用途	基本料金	従量料金	
		水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートルまで	120円
		11立方メートル以上20立方メートルまで	140円
		21立方メートル以上30立方メートルまで	170円
		31立方メートル以上40立方メートルまで	190円
		41立方メートル以上	210円
業務用	3,700円	—	220円
臨時用	3,700円	—	620円

別表第2（第26条関係）

1 泉南水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 68
20ミリメートル	100
25ミリメートル	152
30ミリメートル	189
40ミリメートル	286
50ミリメートル	1,281
75ミリメートル	1,710
100ミリメートル	2,406
150ミリメートル	5,951

200ミリメートル	7,934
250ミリメートル以上	企業長が定める額

2 阪南水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 58
20ミリメートル	86
25ミリメートル	96
30ミリメートル	143
40ミリメートル	181
50ミリメートル	1,143
75ミリメートル	1,334
100ミリメートル	1,619
150ミリメートル以上	企業長が定める額

3 忠岡水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 150
20ミリメートル	250
25ミリメートル	270
40ミリメートル	400
50ミリメートル	2,000
75ミリメートル	2,500
100ミリメートル	3,000

4 田尻水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 89
20ミリメートル	168
25ミリメートル	224
40ミリメートル	336

5 岬水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 60

20ミリメートル	80
25ミリメートル	90
30ミリメートル	140
40ミリメートル	180
50ミリメートル	700
75ミリメートル	1,100
100ミリメートル	1,600
150ミリメートル以上	企業長が定める額

6 千早赤阪水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 92
20ミリメートル	185
25ミリメートル	370
30ミリメートル	555
40ミリメートル	740
50ミリメートル	2,777
75ミリメートル以上	4,629

別表第3（第36条関係）

1 泉南水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 52,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	130,000	
25ミリメートル	234,000	
30ミリメートル	364,000	
40ミリメートル	728,000	
50ミリメートル	1,274,000	
75ミリメートル	3,458,000	
100ミリメートル	7,098,000	
150ミリメートル	19,604,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 四條畷水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径

20ミリメートル以下	円 180,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	360,000	
30ミリメートル	560,000	
40ミリメートル	1,070,000	
50ミリメートル	1,860,000	
75ミリメートル	4,840,000	
100ミリメートル	9,600,000	
150ミリメートル	24,700,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

3 阪南水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 130,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	170,000	
25ミリメートル	340,000	
30ミリメートル	510,000	
40ミリメートル	930,000	
50ミリメートル	1,500,000	
75ミリメートル	3,900,000	
100ミリメートル	7,400,000	
150ミリメートル	21,000,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

4 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 200,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	300,000	
25ミリメートル	440,000	
30ミリメートル	660,000	
40ミリメートル	1,100,000	
50ミリメートル	5,500,000	
75ミリメートル	11,000,000	

100ミリメートル以上	企業長が定める額	
-------------	----------	--

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 38,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	95,000	
25ミリメートル	171,000	
30ミリメートル	266,000	
40ミリメートル	533,000	
50ミリメートル	933,000	
75ミリメートル	2,533,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 495,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	761,000	
25ミリメートル	952,000	
30ミリメートル	1,142,000	
40ミリメートル	1,523,000	
50ミリメートル	1,904,000	
75ミリメートル	2,857,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 619,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	952,000	
25ミリメートル	1,190,000	
30ミリメートル	1,428,000	
40ミリメートル	1,904,000	
50ミリメートル	2,380,000	
75ミリメートル	3,571,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 711,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	1,095,000	
25ミリメートル	1,369,000	
30ミリメートル	1,642,000	
40ミリメートル	2,190,000	
50ミリメートル	2,738,000	
75ミリメートル	4,107,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 866,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	1,333,000	
25ミリメートル	1,666,000	
30ミリメートル	2,000,000	
40ミリメートル	2,666,000	
50ミリメートル	3,333,000	
75ミリメートル	5,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

5 忠岡水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 150,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	300,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	1,500,000	
75ミリメートル	5,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

6 田尻水道事業

(1) 加入金

メーターの口径	金額

	新設	増径
13ミリメートル	円 50,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	100,000	
25ミリメートル	200,000	
40ミリメートル	500,000	
50ミリメートル	900,000	
75ミリメートル	2,500,000	
100ミリメートル	4,000,000	
150ミリメートル	13,000,000	

(2) 特別加入金

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 250,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	500,000	
25ミリメートル	830,000	
40ミリメートル	2,500,000	
50ミリメートル	5,000,000	
75ミリメートル	16,000,000	
100ミリメートル	25,000,000	
150ミリメートル	83,000,000	

7 岬水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 150,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	280,000	
30ミリメートル	460,000	
40ミリメートル	930,000	
50ミリメートル	1,630,000	
75ミリメートル	4,620,000	
100ミリメートル	9,530,000	
150ミリメートル	26,320,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

8 太子水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	600,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	2,000,000	
75ミリメートル	4,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

9 千早赤阪水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	1,000,000	
40ミリメートル	2,000,000	
50ミリメートル	4,000,000	
75ミリメートル以上	企業長が定める額	

別表第4（第42条関係）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

別表第5（第43条関係）

1 泉南水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2) 設計手数料		
給水管の最大口径 30ミリメートル以下	1件	2,000円
同 40ミリメートル	1件	4,000円

同	50ミリメートル	1件	5,000円
同	75ミリメートル	1件	7,000円
同	100ミリメートル以上	1件	10,000円
(3)	設計審査手数料		
	給水管の最大口径	30ミリメートル以下	1件 2,000円
同	40ミリメートル	1件	4,000円
同	50ミリメートル	1件	5,000円
同	75ミリメートル	1件	7,000円
同	100ミリメートル以上	1件	10,000円
(4)	工事検査手数料		
	給水管の最大口径	30ミリメートル以下	1件 4,000円
同	40ミリメートル	1件	8,000円
同	50ミリメートル	1件	10,000円
同	75ミリメートル	1件	15,000円
同	100ミリメートル以上	1件	20,000円
(5)	給水中止、給水装置廃止手数料	1件	400円
(6)	証明手数料	1件	100円

2 四 條 堰 水 道 事 業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	設計手数料		
	ア 外部工事（配水管から止水栓まで）		
	新設 給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 3,000円
	同 同	25ミリメートル以上	1件 5,000円
	増設 給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 3,000円
	同 同	25ミリメートル以上	1件 5,000円
	イ 内部工事（止水栓以降の給水装置）		
	新設 給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 2,000円
	同 同	25ミリメートル以上	1件 3,000円
	増設	1件	1,500円
(3)	設計審査手数料		
	新設 給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 1,000円
	同 同	25ミリメートル以上	1件 2,000円
	増設	1件	500円
(4)	工事検査手数料		
	一般用	1件	1,500円
	臨時用	1件	500円
	私設共有管 共有管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 3,000円
	同 同	75ミリメートル以下	1件 5,000円

補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。

(5) メーター検査手数料 1件 300円

(6) 証明手数料 1件 300円

3 阪南水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円

(2) 設計手数料 1件 1,500円 (ただし、工事設計額が50,000円以上のときは、当該工事設計額の100分の4に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。)

(3) 設計審査手数料 1件 1,500円

(4) 工事検査手数料 1件 1,500円

(5) 証明手数料 1件 300円

4 豊能水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 20,000円

(2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,600円

(3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 設計審査手数料

給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1件 4,000円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,000円

同 75ミリメートル以上 1件 10,000円

(5) せん孔立会手数料

給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1孔 3,000円

同 30ミリメートル以上40ミリメートル以下 1孔 4,500円

不断水せん孔 1孔 6,000円

切取分岐工事 1箇所 7,500円 ただし、工事が勤務時間外の場合には5割増しとする。

(6) 工事検査手数料 1件 4,000円 ただし、水洗工事のみの場合は徴収しない。

(7) 証明手数料 1件 525円

5 忠岡水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円

(2) 設計審査手数料

給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 5,000円

同 25ミリメートル 1件 7,500円

同 40ミリメートル 1件 10,000円

同 50ミリメートル 1件 12,500円

同 75ミリメートル以上 1件 15,000円

改造 1件 5,000円 変更 変更後の口径による。 (3) 工事検査手数料 設計審査手数料の規定による。 (4) 工事立会手数料 設計審査手数料の規定による。

6 田尻水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 設計審査手数料 1件 1,000円 (3) 工事検査手数料 1件 1,000円

7 岬水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,500円 (2) 設計審査手数料 1件 1,050円 (3) 工事検査手数料 1件 1,050円

8 太子水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円 (3) 設計審査手数料 1件 3,000円 (4) 工事検査手数料 1件 3,000円 (5) 証明手数料 1件 300円

9 千早赤阪水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円 (3) 設計審査手数料 1件 500円 (4) 工事検査手数料 1件 500円 (5) 申込手数料 1件 500円 (6) 給水再開始、中止、給水装置廃止手数料 1件 2,000円 (7) 証明手数料 1件 200円
--

第2条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(工事費の算出方法)	(工事費の算出方法)

第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)一(5) (略)

2・3 (略)

(料金及び使用料)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の特別加入金を納付しなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤

第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)一(5) (略)

2・3 (略)

(料金及び使用料)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の特別加入金を納付しなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤

阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の110を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5・6 (略)

(四條堰水道事業における工事負担金)

第40条 (略)

2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)―(4) (略)

3―5 (略)

(四條堰水道事業におけるメーター負担金)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額（ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5・6 (略)

(四條堰水道事業における工事負担金)

第40条 (略)

2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)―(4) (略)

3―5 (略)

(四條堰水道事業におけるメーター負担金)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額（ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額）に100分の108を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

<p>別表第5（第43条関係）</p> <p>1—3（略）</p> <p>4 豊能水道事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(4)―(7)（略）</p> </div> <p>5—9（略）</p>	<p>別表第5（第43条関係）</p> <p>1—3（略）</p> <p>4 豊能水道事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(4)―(7)（略）</p> </div> <p>5—9（略）</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。
（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年泉南市条例第42号）第3条第4号の規定による廃止前の泉南市水道事業給水条例（昭和46年泉南市条例第27号）、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年阪南市条例第19号）第8条第3号の規定による廃止前の阪南市水道事業給水条例（昭和47年阪南市条例第82号）、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成30年豊能町条例第25号）第9条第3号の規定による廃止前の豊能町水道事業給水条例（平成9年豊能町条例第21号）、忠岡町水道事業給水条例等を廃止する条例（平成30年忠岡町条例第30号）第1項の規定による廃止前の忠岡町水道事業給水条例（平成9年忠岡町条例第25号）、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年田尻町条例第18号）第3条第1号の規定による廃止前の田尻町水道事業給水条例（昭和33年田尻町条例第19号）又は岬町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年岬町条例第28号）第4項の規定による廃止前の岬町水道給水条例（平成9年岬町条例第17号）（以下これらを「廃止前の市町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相

当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町の条例の例による。

(経過措置)

- 4 第2条の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（施行日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、同条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例第26条第1項又は第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、これにより難い特別の事情があると企業長が認める場合の料金及び使用料は、企業長が別に定める方法により算定する。

第 6 号議案

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金及び使用料の納付) 第22条 料金及び使用料は、1月分ごとに <u>検針の日の翌日</u> （その日が大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号） <u>第2条第1項に規定する企業団の休日に該当する場合にあっては、その翌日</u> ）から20日以内（当該期間の末日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の <u>翌日まで</u> ）に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(料金及び使用料の納付) 第22条 料金及び使用料は、1月分ごとに <u>検針の日から20日以内に</u> （当該期限が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の <u>翌日までに</u> ）納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 2 条 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(費用の算出方法)

第12条 第8条及び前2条の費用の額は、次に掲げる費用の額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)―(5) (略)

2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同項により算出した額に加算する。

3 (略)

(料金)

第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金(それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(1)―(3) (略)

(使用料)

第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(略)

(延滞金)

第24条 料金、使用料及び負担金(基本使用水量の減量に係るものを除く。)を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

2 (略)

(費用の算出方法)

第12条 第8条及び前2条の費用の額は、次に掲げる費用の額の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(1)―(5) (略)

2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を同項により算出した額に加算する。

3 (略)

(料金)

第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金(それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(1)―(3) (略)

(使用料)

第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(略)

(延滞金)

第24条 料金、使用料及び負担金(基本使用水量の減量に係るものを除く。)を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

2 (略)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第20条の規定にかかわらず、施行日から平成31年10月31日までの間に行う料金の請求に係る当該料金の算定については、なお従前の例による。

第7号議案

豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、池田市と大阪広域水道企業団との間における豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する規約を次のとおり定めることについて、池田市と協議する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

池田市と大阪広域水道企業団との間における豊能町に係る 水道事業に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、豊能町に係る水道事業に関する事務のうち、一庫ダムの受水に係る取水、浄水及び送水に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を池田市（以下「市」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、市の条例、規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程をいう。）等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（送水の停止等）

第3条 市は、災害、事故、工事の施行その他池田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ない理由があると認める場合は、企業団に予告して、送水の一時停止又は送水時間若しくは送水量の制限をすることができる。

2 前項の場合において、企業団に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、企業団の負担とする。

2 前項の規定により企業団が負担する経費の額、支払の時期及び支払の方法は、管理者と大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が協議して定める。

（決算の通知）

第5条 管理者は、池田市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決

算の委託事務に関する部分を企業長に通知するものとする。

(管理及び執行の状況の報告)

第6条 管理者は、毎年度終了後速やかに、委託事務の管理及び執行に関し、報告書を作成し、企業長に提出するものとする。

(連絡会議)

第7条 管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、企業長と年2回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の通知)

第8条 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の制定又は改廃が見込まれる場合は、あらかじめ企業長に通知しなければならない。

2 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の制定又は改廃があった場合は、直ちに企業長に通知しなければならない。

(委託事務の廃止に伴う決算処理)

第9条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、管理者がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金又は不足金の処理については、管理者と企業長が協議して定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、管理者と企業長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。